

(趣旨)

第1条 この規程は函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)のグローバルエンジニア特待生に関し必要な事項を定める。

(グローバルエンジニア特待生制度)

第2条 グローバルエンジニア特待生(以下「特待生」という。)制度は、「豊かな人間性と創造性、専門知識・スキル、多様な文化背景を持った人々とのコミュニケーション力、リーダーシップ力を備え、自ら考えて行動できるグローバルエンジニア」を目指す優秀な学生の修学を奨励する制度である。

(特待生の人数)

第3条 年度毎に入学定員の10%程度とする。

(特待生に対する育成プログラム)

第4条 特待生に対しては次の各号の育成プログラムを提供する。

- 一 本校国際交流プログラムへの優先参加
 - 二 本校国際交流プログラム海外渡航費の支援(在学中1回)
 - 三 本校春潮寮国際棟への優先入寮(4年生以上)
 - 四 英語能力試験の受験料の支援(2年修了までに2回)
 - 五 特待生向け英語指導の実施
- 2 前項第五号の英語指導を受講し、合格した者は、本校における授業科目「英語特講」(第4学年開講・一般選択必修科目)を履修したものとみなし、単位認定の申請をすることができる。なお、単位認定の申請については、第10条に定める。

(特待生としての期間)

第5条 特待生としての期間は、海外留学による原級留置・休学の期間を除き、最短修業年数を限度とする。

(特待生に係る予算等)

第6条 特待生に係る予算は、本校教育研究支援基金(戸倉基金)をもって充てる。

(特待生の選考)

第7条 特待生は第8条に定める申請資格を満たす者で、推薦による選抜に出願し、かつ、本特待生制度に申請した者で、推薦による選抜に合格した者のうちから採用する。

申請結果は、グローバルエンジニア特待生申請結果(様式1)により受験生及び保護者に通知するものとする。

(特待生の申請資格)

第8条 在籍する中学校等における第3学年の必修教科(外国語(英語)を含む)の5段階評定のうち、数学、理科、外国語(英語)が5で、かつ、必修教科の合計が39以上であること。

(特待生資格の取り消し)

第9条 特待生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、校長がその資格の喪失を決定することができる。

- 一 原級留置・休学・退学、又は除籍となったとき(ただし、海外留学による場合を除く)
 - 二 学則及び学生懲戒規程による懲戒処分を受けたとき
 - 三 特待生自身が辞退を申し出たとき
 - 四 その他、特待生として適当でないと認められたとき
- 2 特待生が前項第三号の申し出をする場合には、グローバルエンジニア特待生辞退願(様式2)を学生課教務係に提出するものとする。
- 3 第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該各号に係る所管組織は、参考資料を添えて、グローバルエンジニア特待生資格喪失決定上申書(様式3)を校長に提出するものとする。
- 4 第1項及び第2項に規定する様式に基づき、校長が資格の喪失を決定した者には、グローバルエンジニア特待生資格喪失通知書(様式4)を交付するものとする。
- 5 前項の通知を受けた者は、グローバルエンジニア特待生資格喪失通知書受領確認書(様式5)を、校長が指定する期日までに提出しなければならない。なお、様式5が提出されない場合であっても、特待生資格喪失の効力には影響を及ぼさない。

(単位認定の申請)

- 第10条 第4条第1項第五号に規定する英語指導を受講した者には、成績通知書(様式6)を交付する。
- 2 第4条第2項の規定により単位認定を受けようとする者は、第3学年末までに、グローバルエンジニア育成プログラムによる単位認定申請書(様式7)に前項様式6の写しを添えて、校長に提出するものとする。
- 3 前項により単位の修得を認定された「英語特講」の評点は、様式6に記載の評点を用いる。

附 則(令和5年11月14日函高専達第3号)

この規程は、令和5年11月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和6年11月14日函高専達第8号)

この規程は、令和6年11月14日から施行する。

附 則(令和7年9月30日函高専達第4号)

この規程は、令和7年9月30日から施行する。

附 則(令和8年3月3日函高専達第11号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則(令和 8 年 9 月 8 日函高専達第 14 号)

この規程は、令和 8 年 9 月 8 日から施行する。

令和 年 月 日

受験番号 61-○○○○○○

氏 名 ○○ ○○ (○○市立○○中学校)

函館工業高等専門学校長

○○ ○○

公印

令和○年度グローバルエンジニア特待生
申請結果について

あなたは、令和○年度函館工業高等専門学校本科入学者選抜
(推薦による選抜) グローバルエンジニア特待生として下記のとおり
決定しましたので、通知します。

記

採用・不採用

以上

グローバルエンジニア特待生辞退願

函館工業高等専門学校長 殿

グローバルエンジニア特待生として採用されておりましたが、辞退を希望しますので、ご許可願います。

令和 年 月 日

第 学年 学科

学 生 氏 名 (自 署)

グローバルエンジニア特待生の辞退について同意いたします。

保 護 者

住 所 〒

氏 名 (自 署)

グローバルエンジニア特待生資格喪失決定上申書

函館工業高等専門学校長 殿

所属・役職

氏名

下記の者について、函館工業高等専門学校グローバルエンジニア特待生に関する規程第 9 条に定める資格喪失事由に該当すると認められるため、特待生資格の喪失についてご決定くださるよう上申いたします。

記

1. 対象者

第 学年 学科

学生氏名

2. 資格喪失事由

☐原級留置・休学・退学，又は除籍(規程第 9 条第 1 項第一号)☐学則及び学生懲戒規程による懲戒処分(規程第 9 条第 1 項第二号)☐本人の辞退申し出(規程第 9 条第 1 項第三号)☐その他(規程第 9 条第 1 項第四号)

()

3. 資格喪失事由に該当する事実及び経緯

4. 資格喪失日

令和 年 月 日

5. 添付書類

承認	校 長	教務主事	グローバル センター長					
事務 処理 決裁	事務部長	総務課長	課長補佐	研究推進係	学生課長	専門員	教務係長	教務係

令和 年 月 日

グローバルエンジニア特待生資格喪失通知書

函館工業高等専門学校長



公印

第 学年 学科



あなたは令和〇年度グローバルエンジニア特待生として採用されていましたが、このたび、函館工業高等専門学校グローバルエンジニア特待生に関する規程第9条第1項第〇号の規定に基づき審議した結果、下記のとおりグローバルエンジニア特待生の資格を喪失することを決定しましたので通知いたします。

記

1. 資格喪失日

令和 年 月 日

2. 理由

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

3. 根拠規程

函館工業高等専門学校グローバルエンジニア特待生に関する規程 第9条第1項第○号

「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」

以上

グローバルエンジニア特待生資格喪失通知書 受領確認書

函館工業高等専門学校長 殿

私は、「グローバルエンジニア特待生資格喪失通知書」を受領し、その内容を確認いたしました。

令和 年 月 日

第 学年 学科

学 生 氏 名 (自 署)

私は、上記通知の内容を確認いたしました。

令和 年 月 日

保 護 者

住 所 〒 -

氏 名 (自 署)

成績通知書

氏名 ○○○○

生年月日 年 月 日生

上記の者に係るグローバルエンジニア育成プログラムの特待生向け英語指導の成績について、以下のとおり通知します。なお、規程第 10 条第 2 項の規定に基づき、「英語特講（第 4 学年開講・一般選択必修科目）」の単位認定の申請を行う場合、当該科目の学年成績は、以下の評点となることを申し添えます。

記

科目名	成績評点	評定

グローバルエンジニア育成プログラムによる単位認定申請書

函館工業高等専門学校長 殿

私はグローバルエンジニア特待生として、グローバルエンジニア育成プログラムの特待生向け英語指導である「グローバルエンジニア特待生特別授業Ⅱ（第2学年開講）」を受講し、合格いたしました。よって、規程第10条第2項の規定に基づき、「英語特講（第4学年開講・一般選択必修科目）」の単位認定を申請いたします。

令和 年 月 日

第 学年

学科・コース

学 籍 番 号

学 生 氏 名 （自 署）